

第3編 参 考 資 料

昭和42年4月執行

各 選 挙 比 較 表

日 程 表

5月

⑬ ㊥	17 月	18 火	19 水	20 木	21 金	22 土	㉓ ㊥	24 月	25 火	26 水	27 木	28 金	㉔ ㊥	30 日	1 月	2 火	③ 水	4 木	⑤ 金	6 土	⑦ 日	8 月	9 火				
				市長、市議選舉																							
		告示																									
	補		欠				告示	町村長、町村議選舉					投票														
				(立 会 演 説 会)																							
				知事選舉会																						知事、 選舉日程	
		選舉公報發送												投票日					選舉会							參議院福岡 補欠選舉日程	
		市長、市議選舉告示			町村長、町村議選舉告示								市町村選舉投票日													市町村選舉日程	

項 目		福岡県知事選挙	県議会議員一般選挙	参议院（福岡県選出） 議員補欠選挙
1	選挙期日の告示	3月21日	3月31日	4月7日
2	選挙期日	4月15日	4月15日	4月30日
3	選挙運動期間 (不在投票のできる期間)	3月21日から 4月14日まで	3月31日から 4月14日まで	4月7日から 4月29日まで
4	地色	白色	うぐいす色	白色
	投票用紙 活字の色	黒色	赤色	赤色
5	不在投票用封筒の 活字の色	黒色	赤色	紺色
6	不在者投票請求書 ◇ 証明書 ◇ 事由該当証明書 書の活字の色	黒色	赤色	紺色
7	仮投票用封筒の 活字の色	黒色	赤色	紺色

市長選挙	市議選挙	町村長選挙	町村議選挙
4月18日	4月18日	4月21日	4月21日
4月28日	4月28日	4月28日	4月28日
4月18日から 4月27日まで	4月18日から 4月27日まで	4月21日から 4月27日まで	4月21日から 4月27日まで

項 目	福 岡 県 知 事 選 挙	県 議 会 議 員 一 般 選 挙	参 議 院 (福 岡 県 選 出 議 員) 補 欠 選 挙
1 選 挙 権 (法 9)	年令満20年以上の者で引き続き3ヶ月以上市町村の区域内に住所を有する者 なお選挙権を有していた者で引き続き県内の他の市町村に住所を移した者は、引き続き選挙権を有する。	知事選挙と同じ	年令満20年以上の者
注 何れの場合も選挙人名簿に登録されていない者は、投票することができない。			
2 被 選 挙 権 (法 10)	年令満30年以上の者	その選挙権を有する者で年令満25年以上の者	年令満30年以上の者
3 投 票			
(1) 住所移転者の投票 (法 4 4)	県内の他の市町村に住所を移した選挙人が、従前の市町村において投票しようとする場合には、施行規則オ4号様式の7による証明書または住民登録票の写を提示させ、その者が引き続き県内に住所を存することを確認した後、投票用紙を交付すること。	知事選挙と同じ	名簿に登録されている市町村で投票できる。この場合、県の選挙と異なり証明書等は必要でない。
(2) 県議会議員の選挙区外への住所移転者の不在者投票 (法 4 9 : ⑤)	県内の県議会議員の選挙区外に住所を移した者が不在者投票の請求をする場合には、令52条の証明書と施行規則オ4号様式の7による証明書または住民登録票の写とを併せて提示しなければならない。投票用紙等を交付することができない。	知事選挙と同じ	県議会議員の選挙区外に住所を移した者が不在者投票の請求をする場合には令52条の証明書を提出しなければならない。この場合県の選挙のときと異なりオ4号様式の7による証明書または住民登録票の写は不用である。
(3) 投票の順序 (法 1 2 2)	知事選挙を先に、県議会議員選挙を後に行う。		

市長選挙	市議選挙	町村長選挙	町村議選挙
年令満20年以上の者で引き続き3ヶ月以上市(町村)の区域内に住所を有する者。	左に同じ	左に同じ	左に同じ

(法42)

年令満25年以上の者	その選挙権を有する者 で年令満25年以上の者	年令満25年以上の者	その選挙権を有する者 で年令満25年以上の者
------------	---------------------------	------------	---------------------------

他の市町村に住所を移した者は選挙権がないので、投票できない。	左に同じ	左に同じ	左に同じ
--------------------------------	------	------	------






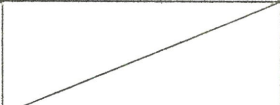

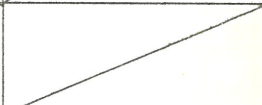
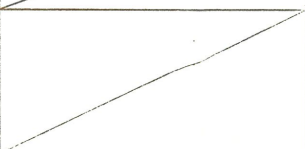
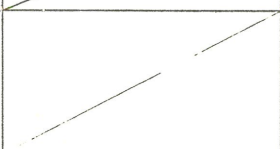

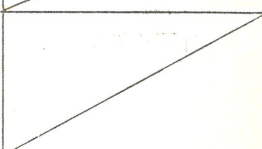
他の市町村に住所を移した者は選挙権がないので、投票できない。	左に同じ	左に同じ	左に同じ
--------------------------------	------	------	------

同時選挙の場合には、当該市町村の選挙管理委員会が定める。

項 目	福 岡 県 知 事 選 挙	県 議 会 議 員 一 般 選 挙	参 議 院 (福 岡 県 選 出) 議 員 補 欠 選 挙
4 開 票			
(1) 開票立会人の届出期限 (法62)	4 月 1 2 日	4 月 1 2 日	4 月 2 7 日
(2) 開票の順序 (法122)	投票の点検を同時に行なう場合を除き、知事選挙を先に、 県議会議員選挙を後に行なう。		
5 供 託 (1) 供託金額	1 5 万 円	3 万 円	1 5 万 円
(2) 没 収 点	有効投票総数の10分の1	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{選挙区議員定数}} \times \frac{1}{10}$	$\frac{\text{有効投票総数}}{3} \times \frac{1}{8}$
6 選 挙 事 務 所			
(1) 選挙事務所の数 (法131)	3	1	3
(2) 選挙事務所の票札の交付 (法131)	交 付	交 付 不 行	交 付
(3) 選挙当日の選挙事務所の制限 (法132)	選挙当日の選挙事務所の制限は、異なる選挙の選挙事務所については適用がない。 においても、参議院補欠選挙の選挙事務所は、投票所入口から300m以内であつて		
(4) 提供する弁当 (法139)	2,025食分	675食分	1,863食分
7 連 呼 行 為 (法140の2)	午前7時から午後8時までの間に限り、選挙運動用自動車の上において連呼ができる (いわゆる流し連呼ができる)	流し連呼はできない。	知事の場合と同様流し連呼ができる。 注 他の選挙の投票当日においては、投票所を閉じる時刻までの間はその投票所を設けた場所の入口から300m以内の区域においてはできない。
8 選 挙 運 動 用 自 動 車	令109条の2で定める乗用の自動車		

市長選挙	市議選挙	町村長選挙	町村議選挙
4月25日	4月25日	4月25日	4月25日
同時選挙の場合には、当該市町村の選挙管理委員会が定める。			
4万円	1万5千円	2万円	
有効投票総数の10分の1	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{選挙区議員定数}} \times \frac{1}{10}$	有効投票総数の10分の1	
1	1	1	1
交付しない	交付しない	交付しない	交付しない
(S34.4.13 実例)。従つて、知事、県議選挙の投票日(4月15日)市町村選挙の投票日(4月28日)も設置できるものである。			
450食分	450食分	315食分	315食分
流し連呼はできない。	左に同じ	左に同じ	左に同じ
			令109条の2で定める乗用の自動車または小型貨物自動車

項 目	福 岡 県 知 事 選 挙	県 議 会 議 員 一 般 選 挙	参 議 院 (福 岡 県 選 出) 議 員 補 欠 選 挙
9 選挙運動用通常 葉書(法142)	4 万 枚 無 料	5,000枚 有 料	4 万 枚 無 料
10 選挙運動用(5 号)ポスター等 (法143)	選挙運動用ポスターおよび個人演説会告知用ポスターを公営のポスター掲示場にのみ、それぞれ1枚掲示できる (6,769ヶ所)。	1,200枚 県選管の交付した証紙をはらなければ掲示できない 注 (1) 1投票区に1ヶ所任意制公営ポスター掲示場が設置されるがこれに貼るものについても証紙の貼布が必要である。 (2) 個人演説会告示用ポスターはない。	知事選挙と同じ (公営ポスター掲示場は3月30日現在における名簿登録者数に応じて設置することとなる。)
11 新 聞 公 告 (法149)	4 回 無 料	2 回 有 料	5 回 無 料
12 政 見 放 送 (法150)	3 回 無 料		3 回 無 料
13 経 歴 放 送 (法151)	ラジオ放送 おおむね5回 テレビ放送 おおむね3回		ラジオ放送おおむね5回 テレビ放送おおむね3回
14 立 会 演 説 会 (法152~160)	3月26日~4月12日 18日間 36会場		4月12日~4月28日 (4月15日は行なわない) 16日間 32会場
15 個 人 演 説 会 (法161~164の2)	(1) 60回以内 (2) 開催すべき日前2日までに個人演説会開催申込書を市町村選管に (3) 立札の公営 (4) 会場外にはちようちん1個の外は選挙運動用文書、図画を掲示できない。	(1) 回数制限なし (2) 公営施設使用の個人演説会のみ開催すべき日前2日までに市町村選管に申出 (3) 公営立札なし (4) 会場外にはポスター、立札、看板の数は通じて2、ちようちん1の外は掲掲示できない。	知事選挙と同じ

市長選挙	市議選挙	町村長選挙	町村議選挙
5,000枚 有 料	1,200枚 有 料	1,500枚 有 料	500枚 有 料
1,200枚	1,200枚	500枚	500枚
2 回 有 料	2 回 有 料	2 回 有 料	2 回 有 料
			
			
			
県議選挙と同じ	県議選挙と同じ	県議選挙と同じ	県議選挙と同じ

項 目	福 岡 県 知 事 選 挙	県 議 会 議 員 一 般 選 挙	参 議 院 (福 岡 県 選 出) 議 員 補 欠 選 挙
16 選 挙 公 報 (法167~172)	(1) 字数 2,000字以内 (2) 掲載申込期限 3月31日 (3) 配布期限 4月13日		(1) 字数2,000字以内 (2) 掲載申請期限 4月13日 (3) 配布期限 4月28日
17 演説会前の制限 (法165、165の2)	公営立会演説会の開催予定時刻の2時間前からその終了予定時刻の2時間後までの開催することができない。街頭演説、および流し連呼をすることもできない。		注 4月15日、4月28日においてはその当日投票所を閉じる時刻までの間はその投票所を設けた場所の入口から300m以内の区域において演説会(演説を含む。)を開催できない。街頭演説、流し連呼をすることもできない。
18 報酬の支給ができる選挙事務員 (法197の2 令128の2)	1日 30人以内 150人まで異なる者を届け出ることができる。	1日 5人以内 25人まで異なる者を届け出ることができる。	1日30人以内150人まで異なる者を届け出ることができる。
19 選挙運動費用の制限額 (法194)	5,806,700円		5,018,800円

市長選挙	市議選挙	町村長選挙	町村議選挙

間は、当該立会演説会の会場から300m以内の区域において、選挙運動のためにする演説会-(演説を含む)

1日 5人以内25人まで異なる者を届け出ることができる。	1日3人以内15人まで異なる者を届け出ることができる。	1日3人以内15人まで異なる者を届け出ることができる。	1日2人以内10人まで異なる者を届け出ることができる。

政治活動

項目	福岡県知事選挙	県議会議員一般選挙	参议院（福岡県選出）議員補欠選挙
1 規制をうける政治活動	(1) 政談演説会 (2) 街頭政談演説会 (3) ポスターの掲示 (4) 立札及び看板の類の掲示 (5) ビラの頒布 (6) 自動車の使用	知事選挙および参議補欠選挙が行なわれるため、規制を受ける政治活動については、当該確認団体等以外にはできない。	(1) 政談演説会 (2) 街頭政談演説会 (3) ポスターの掲示 (4) 立札及び看板の類の掲示 (5) ビラの頒布 (6) 自動車の使用
	注 法 2 0 1 条の 9（2以上の選挙が行なわれる場合の政治活動）		
2 政治活動のできる政治団体	所属候補者または支援候補者を有する政治団体で県選管の確認を受けたもの		所属候補者を有する政治団体で自治大臣の確認を受けたもの
3 政 談 演 説 会	衆議院議員の選挙区ごとに1回（計4回）		1 衆議院議員の1選挙区ごとに1回（計4回） 2 4月15日、4月28日は投票所の入口から300m以内の区域において当該投票所を閉じるまでの間は開催できない
4 街頭政談演説会	政治活動用自動車で停止しているものの車上およびその周囲で午前6時から午後9時まで行なうことができる。		知事選挙に同じ ただし4月15日、4月28日は投票所の入口から300m以内の区域において当該投票所を閉じるまでの間は開催できない。
5 政治活動用自動車	1 台 自動車の種類を問わない		1 台 自動車の種類を問わない
6 ポスターの掲示	衆議員議員の1選挙区ごとにタブロイド型以内のもの1,000枚以内（県選管の交付した証紙）		衆議院議員の1選挙区ごとに長さ85cm巾60cm以内のもの1,000

市長選挙	市議選挙	町村長選挙	町村議選挙
(1) 政談演説会 (2) 街頭政談演説会 (3) ポスターの掲示 (4) 立札及び看板の類の掲示 (5) ビラの頒布 (6) 自動車の使用	参議補欠選挙（市長選挙が行なわれるところにあつては当該市長選挙）が行なわれるため、規制を受ける政治活動については、当該確認団体等以外にはできない。	参議補欠選挙が行なわれるため、規制を受ける政治活動については、当該確認団体等以外にはできない。	左に同じ

所属候補者または支援候補者を有する政治団体で当該市選管の確認を受けたもの			
1 回			
知事選挙に同じ			
1 台 自動車の種類を問わない			
タブロイド型以内のもの 1,000枚以内（市選管の検印を受けること）			

項 目	福 岡 県 知 事 選 挙	県 議 会 議 員 一 般 選 挙	参 議 院 (福 岡 県 選 出) 議 員 補 欠 選 挙
			枚以内 (県 選 管 の 交 付 し た 証 紙)
7 立 札、看 板 の 掲 示	(1) 政 談 演 説 会 告 知 用 (1 政 談 演 説 会 ごとに 5 以 内) (2) 政 談 演 説 会 の 会 場 内 で 使 用 す る も の (3) 政 治 活 動 用 自 動 車 に 取 り 付 け て 使 用 す る も の		知 事 選 挙 に 同 じ
8 ビ ラ の 頒 布	政 談 演 説 会 の 会 場 に お い て 認 め ら れ る。		知 事 選 挙 と 同 じ
9 連 呼 行 為 が で き る 場 合	(1) 政 談 演 説 会 の 会 場 (2) 街 頭 政 談 演 説 の 場 所 (3) 午 前 7 時 から 午 後 8 時 ま で (4) 流 し 連 呼 が で き る		知 事 選 挙 に 同 じ
10 立 会 演 説 会 開 催 時 に お け る 制 限	立 会 演 説 会 の 開 催 予 定 時 刻 の 2 時 間 前 から そ の 終 了 予 定 時 刻 の 2 時 間 後 ま で の 間 は、当 該 立 会 演 説 会 の 会 場 から 3 0 0 m 以 内 の 区 域 に お い て 政 談 演 説 会、 街 頭 政 談 演 説 会 ま た は 流 し 連 呼 は す る こ と が で き な い。		知 事 選 挙 に 同 じ
11 一 般 諸 注 意 事 項	(1) 候 補 者 の 氏 名 記 載 の 禁 止 (法 2 0 1 の 1 2 I 2) (2) 政 党 そ の 他 の 政 治 団 体 の 機 関 紙 誌 (法 2 0 1 の 1 3)		
12 推 せ ん 団 体 の 選 挙 運 動			(1) 政 治 団 体 で 候 補 者 の 同 意 書 を 添 え 県 選 管 の 確 認 書 の 交 付 を 受 け た も の (2) 2 回 以 内 の 推 せ ん 演 説 会 を 開 催 で き る (3) 使 用 で き る 文 書、 図 画 a 演 説 会 告 知 用 ポ ス タ ー 1 会 場 に つ き 5 0 0 枚 (県 選 管 の 検 印) b 演 説 会 場 外 に 掲 示 す る も の、1 会 場 に つ き 2 枚

市長選挙	市議選挙	町村長選挙	町村議選挙
知事選挙に同じ			
知事選挙と同じ			
知事選挙(1)および(2)に同じ			
知事選挙に同じ			

2 県知事、県議会議員選挙および参議院議員補欠選挙の開票の期日別有権者数調

区分 市郡名	県知事、県議会議員選挙			参議院議員補欠選挙		
	即日	翌日	計	即日	翌日	計
福岡市		502,383	502,383		502,428	502,428
久留米市	4,855	115,707	120,562		120,562	120,562
北九州市		691,016	691,016		691,028	691,028
大牟田市		118,439	118,439		118,439	118,439
直方市	37,597		37,597	37,597		37,597
飯塚市		52,363	52,363		52,363	52,363
田川市		46,881	46,881		46,881	46,881
柳川市	29,795		29,795		29,795	29,795
山田市		11,987	11,987		11,987	11,987
甘木市		27,990	27,990		27,990	27,990
八女市	25,105		25,105	25,105		25,105
筑後市	24,400		24,400	24,400		24,400
大川市	32,145		32,145	32,145		32,145
行橋市		31,465	31,465		31,465	31,465
豊前市	21,548		21,548	21,548		21,548
中間市		20,579	20,579		20,579	20,579
市計	175,445	1,618,810	1,794,255	140,795	1,653,517	1,794,312
筑紫郡	83,608		83,608	83,608		83,608
早良郡	6,032		6,032	6,032		6,032
粕屋郡	81,422		81,422	81,422		81,422
宗像郡	40,469		40,469	40,469		40,469
遠賀郡	43,749		43,749	43,749		43,749
鞍手郡		50,612	50,612	50,612		50,612
嘉穂郡		79,566	79,566		79,566	79,566
朝倉郡	30,605		30,605	30,605		30,605
糸島郡	35,384		35,384	35,384		35,384
浮羽郡	39,424		39,424	39,424		39,424
三井郡	33,553		33,553	33,553		33,553
三潞郡	25,163		25,163	25,163		25,163
八女郡	42,966		42,966	42,966		42,966
山門郡	45,200		45,200	45,200		45,200
三池郡	12,133		12,133	12,133		12,133
田川郡	71,969		71,969	71,969		71,969
京都郡	30,791		30,791	30,791		30,791
築上郡	28,082		28,082	28,082		28,082
郡計	650,550	130,178	780,728	701,162	79,566	780,728
県計	825,995	1,748,988	2,574,983	841,957	1,733,083	2,575,040
開票の割合	32.07%	67.93%	100%	32.7%	67.3%	100%

注 この表は昭和42年3月30日現在の選挙人名簿登録者数により記入している。

3 県知事、県議会議員選挙および参議院補欠選挙
の開票開始時刻および終了時刻に関する調

市町村名	区分	開票 区数	知事および県議会議員選挙					参議院議員補欠選挙				
			開票の区分		開票開始 時刻	開票終了時刻		開票の区分		開票開始 時刻	開票終了 時刻	
			即日	翌日		知事選挙	県議選挙	即日	翌日			
市	福岡	6		○	8時	17時	18時15分		○	8時	11時20分	
	久留米	5	○		19時 8時	23時05分 14時30分	22時50分 15時34分		○	〃	11時30分	
	北九州	門司区	3		○	〃	13時	14時		○	〃	9時50分
		小倉区	6		○	〃	15時40分	15時30分		○	〃	12時30分
	市	若松区	4		○	〃	13時20分	13時20分		○	〃	9時50分
		八幡区	6		○	〃	15時10分	16時40分		○	〃	10時15分
		戸畑区	2		○	〃	13時	13時		○	〃	9時45分
		計	21		5	—	—	—		5	—	—
(20) 区	大牟田	1		○	8時	14時05分	16時30分		○	8時	10時30分	
	直方	2	○		19時30分	2時05分	13時55分	○		19時30分	22時35分	
	飯塚	5		○	8時	13時50分	14時05分		○	8時	10時10分	
	田川	1		○	〃	17時30分	17時30分		○	〃	10時05分	
	柳川	1	○		20時	4時45分	3時20分		○	〃	12時15分	
	山田	1		○	8時30分	13時35分	14時20分		○	8時30分	12時	
	甘木	1		○	8時	11時50分	無投票		○	8時	10時44分	
	八女	1	○		20時	0時55分	1時	○		20時	21時40分	
	筑後	1	○		〃	〃	0時55分	○		〃	21時32分	
	大川	1	○		〃	3時30分	3時	○		〃	22時24分	
	行橋	1		○	8時	12時55分	13時		○	8時	9時55分	
	豊前	1	○		20時	0時40分	0時10分	○		20時	21時30分	
	中間	1		○	8時	14時19分	無投票		○	8時	10時49分	
		市計	50	(1) 6	14	—	—	—	5	15	久留米市の開票区は4開票区	
筑紫・早良郡	筑紫野町	1	○		19時30分	0時36分	23時50分	○		19時30分	21時10分	
	太宰府町	1	○		〃	0時50分	0時50分	○		〃	21時30分	
	春日町	1	○		〃	2時50分	2時50分	○		〃	21時15分	
	大野町	1	○		〃	0時50分	0時50分	○		〃	21時40分	
	那珂川町	1	○		19時	21時55分	22時05分	○		19時	20時25分	
	早良町	1	○		〃	21時30分	22時44分	○		〃	20時	
粕屋郡	宇美町	1	○		20時	23時30分	23時30分	○		20時	21時40分	
	篠栗町	1	○		19時	21時20分	21時50分	○		19時	20時22分	
	志免町	1	○		19時30分	22時40分	21時15分	○		19時30分	20時40分	
	須恵町	1	○		〃	21時40分	22時10分	○		〃	20時20分	
	新宮町	1	○		〃	21時30分	24時	○		〃	21時	
	志賀町	1	○		20時	22時30分	22時40分	○		20時	21時30分	
	古賀町	1	○		19時30分	0時30分	1時	○		19時30分	21時	
	久山町	1	○		19時	22時	23時10分	○		19時	20時40分	
	粕屋町	1	○		〃	23時	1時10分	○		〃	20時30分	

区分 市町村名		開票 区数	知事および県議会議員選挙					参議院議員補欠選挙			
			開票の区分		開票 開始時刻	開票終了時刻		開票の区分		開票 開始時刻	開票 終了時刻
			即日	翌日		知事選挙	県議選挙	即日	翌日		
宗像郡	宗像町	1	○		20時	23時30分	無投票	○		20時	21時30分
	福間町	1	○		19時30分	23時	〃	○		19時30分	20時35分
	津屋崎町	1	○		〃	21時40分	〃	○		〃	20時30分
	玄海町	1	○		〃	21時30分	〃	○		〃	21時10分
	大島村	1	○		19時	20時30分	〃	○		19時	20時30分
遠賀郡	芦屋町	1	○		20時	23時30分	23時30分	○		20時	21時30分
	水巻町	1	○		19時30分	3時25分	3時25分	○		19時30分	21時36分
	岡垣町	1	○		19時	20時45分	22時45分	○		19時	20時27分
	遠賀町	1	○		〃	22時30分	22時30分	○		〃	19時55分
鞍手郡	小竹町	1		○	8時	11時54分	11時54分	○		20時	21時43分
	鞍手町	1		○	〃	12時30分	12時10分	○		〃	21時
	宮田町	1		○	〃	11時40分	11時40分	○		〃	21時20分
	若宮町	1		○	〃	12時30分	12時30分	○		〃	22時30分
嘉穂郡	桂川町	1		○	8時30分	13時05分	14時40分		○	8時30分	10時30分
	稲築町	1		○	〃	13時	13時15分		○	〃	9時50分
	碓井町	1		○	〃	11時50分	11時50分		○	〃	10時10分
	嘉穂町	1		○	〃	11時40分	〃		○	〃	10時05分
	筑穂町	1		○	〃	13時53分	13時53分		○	〃	10時35分
	庄内町	1		○	〃	11時50分	11時50分		○	〃	10時43分
	穂波町	1		○	〃	16時	16時		○	〃	11時20分
朝倉郡	穎田町	1		○	〃	11時15分	12時20分		○	〃	10時20分
	杷木町	1	○		19時30分	21時20分	無投票	○		19時30分	20時55分
	朝倉町	1	○		19時	〃	〃	○		19時	20時10分
	三輪町	1	○		〃	21時25分	〃	○		〃	21時25分
	夜須町	1	○		〃	22時	〃	○		〃	21時
	小石原村	1	○		19時30分	20時40分	〃	○		19時30分	20時30分
糸島郡	宝珠山村	1	○		〃	20時30分	〃	○		〃	20時15分
	前原町	1	○		20時	0時23分	〃	○		20時	22時10分
	二丈町	1	○		〃	22時10分	〃	○		〃	21時05分
浮羽郡	志摩町	1	○		〃	22時30分	〃	○		〃	21時30分
	吉井町	1	○		19時	23時45分	23時45分	○		19時	21時
	田主丸町	1	○		〃	0時50分	0時50分	○		〃	〃
三井郡	浮羽町	1	○		19時30分	〃	24時	○		19時30分	21時45分
	北野町	1	○		19時	23時59分	23時59分	○		19時	20時25分
	小郡町	1	○		〃	23時25分	0時25分	○		〃	22時
大刀洗町	1	○		〃	22時20分	22時20分	○		〃	20時30分	

区分 市町村名	開票 区数	知事および県議会議員選挙						参議院議員補欠選挙			
		開票の区分		開票 開始時刻	開票終了時刻		開票の区分		開票 開始時刻	開票 終了時刻	
		即日	翌日		知事選挙	県議選挙	即日	翌日			
三 瀨 郡	城島町	1	○		19時30分	0時15分	0時15分	○		19時30分	21時15分
	大木町	1	○		〃	22時40分	22時45分	○		〃	20時50分
	三瀨町	1	○		〃	〃	22時40分	○		〃	20時15分
八 女 郡	黒木町	1	○		20時	0時40分	0時40分	○		20時	21時30分
	上陽町	1	○		〃	22時	22時	○		〃	21時
	立花町	1	○		19時30分	23時20分	23時20分	○		19時30分	20時55分
	広川町	1	○		〃	23時50分	23時50分	○		〃	21時20分
	矢部村	1	○		19時	20時55分	20時55分	○		19時	20時
	星野村	1	○		19時30分	23時40分	23時40分	○		19時30分	20時40分
山 門 ・ 三 池 郡	瀬高町	1	○		20時	22時40分	無投票	○		〃	22時45分
	大和町	1	○		19時30分	22時45分	〃	○		〃	22時15分
	三橋町	1	○		〃	22時20分	〃	○		〃	21時15分
	山川村	1	○		〃	22時45分	〃	○		〃	21時05分
	高田町	1	○		〃	24時	0時30分	○		〃	20時50分
田 川 郡	香春町	1	○		20時	23時09分	無投票	○		20時	22時
	添田町	1	○		〃	22時25分	〃	○		〃	22時15分
	金田町	1	○		19時30分	21時35分	〃	○		19時	20時45分
	糸田町	1	○		20時	23時15分	〃	○		20時	21時50分
	川崎町	1	○		19時30分	0時50分	〃	○		19時30分	21時35分
	赤池町	1	○		〃	21時59分	〃	○		〃	20時50分
	方城町	1	○		〃	22時15分	〃	○		〃	20時55分
	大任町	1	○		〃	21時24分	〃	○		〃	20時50分
京 都 郡	赤村	1	○		〃	20時45分	〃	○		〃	20時25分
	刈田町	1	○		〃	23時30分	〃	○		〃	21時35分
	犀川町	1	○		20時	22時25分	〃	○		20時	21時25分
	勝山町	1	○		19時	20時20分	〃	○		19時	19時58分
築 上 郡	豊津町	1	○		〃	20時45分	〃	○		〃	20時05分
	椎田町	1	○		20時	0時05分	0時15分	○		20時	21時20分
	吉富町	1	○		19時30分	22時	23時	○		19時30分	20時50分
	築城町	1	○		〃	23時40分	23時40分	○		〃	21時40分
新 吉 富 村	新吉富村	1	○		20時	23時	23時	○		20時	20時35分
	大平村	1	○		〃	21時30分	21時55分	○		〃	20時50分
町村計	83	71	12	-	-	-	75	8	-	-	
県計	133	(1) 77	26	-	-	-	80	23	-	-	

4 県知事、県議会議員選挙および参議院議員補欠選挙
の法定得票数および供託金の没収点に関する調

県知事選挙

法定得票数	供託金の没収点
446,850.25	178,740.00

県議会議員選挙

選挙区名	法定得票数	没収点
福岡市・早良郡選挙区	5,267	2,107.600
久留市	5,342.062	2,136.825
北九州市門司区	5,386.166	2,154.466
〃 小倉区	4,627.535	1,851.014
〃 若松区	5,730.125	2,292.050
〃 八幡区	4,628.750	1,851.500
〃 戸畑区	5,581.125	2,232.450
大牟田市・三池郡	5,021.250	2,008.500
直方市	6,455.750	2,582.300
飯塚市	4,629.75	1,851.9
田川市	4,663	1,865.200
柳川市	6,088	2,435.200
八女市	5,250.750	2,100.300
筑後市	4,035.25	1,614.100
大川市	6,422	2,568.000
行橋市	5,344	2,137.600
豊前市	4,610.	1,844
筑紫郡	4,668.416	1,867.366
粕屋郡	5,165.666	2,066.266
速賀郡	3,757.625	1,503.050
鞍手郡	4,603.375	1,841.350
嘉穂郡・山田市	5,857.166	2,342.866
浮羽郡	8,194.50	3,277.800
三井郡	7,393.250	2,957.300
三潞郡	5,344.750	2,137.900
八女郡	8,458.750	3,394.300
築上郡	5,477.5	2,191

参議院議員補欠選挙

法定得票数	没収点
43,312.333	32,484.25

5 県知事、県議会議員選挙および参議院福岡県 選出議員補欠選挙の開票状況の速報について

(昭 4 2.3.2 4、4 2 選管発才 3 2 3 号
各市区町村選管、各地方書記室あて県委員長通知)

昭和 4 2 年 4 月 1 5 日に執行される県知事、県議会議員選挙および 4 月 3 0 日執行予定の参議院福岡県選出議員補欠選挙の開票状況の速報については、別添県知事、県議会議員選挙および参議院福岡県選出議員補欠選挙開票状況実施要領により実施することになったので、この実施要領にもとづき迅速かつ正確に速報されるよう特段のご協力をお願いします。

県知事、県議会議員選挙および参議院福岡県 選出議員補欠選挙開票状況速報実施要領

県知事、県議会議員選挙および参議院福岡県選出議員補欠選挙の開票状況の速報については、ひろく選挙人に各市(区)町村における候補者の得票の状況を速報して、選挙に対する感心の高揚を図るとともに、あわせて選挙報道の一元化に寄与するために、県知事、県議会議員選挙および参議院福岡県選出議員補欠選挙福岡県報道本部を設け、次の要領によつて開票状況の速報を行なうものとする。

1. 福岡県報道本部の設置

- 1) 県知事、県議会議員選挙および参議院福岡県選出議員補欠選挙の開票状況の速報をするために、福岡県報道本部(以下「本部」という。)を設置する。
- 2) 本部に本部長をおき、福岡県選挙管理委員会委員長をもつてこれにあてる。
- 3) 本部に本部員若干名をおき、福岡県選挙管理委員会書記長および書記ならびに報道機関の代表者をもつてこれにあてる。
- 4) 本部の事務は、福岡県選挙管理委員会(以下「県の委員会」という。)において行なう。

2. 速報の実施

1) 速報の系統

開票状況の速報は別表才 1 の系統によつて行なうものとする。

(イ) 市(区)町村から本部への速報

市(区)町村の選挙管理委員会は、開票速報現在時における開票の結果を集計し、市にあつては直接(区にあつては北九州市を経由して)町村にあつては関係地方書記室を通じて、本部に速報するものとする。

(ロ) 地方書記室から本部への速報

地方書記室にあつては、別途県の委員会が指示するところに従い、開票状況の速報計画を樹立し、町村の選挙管理委員会から報告があつた開票状況を集計して、直ちに本部に速報するものとする。

2) 速報の要領

(1) 中間速報

(イ) 県知事および参議院議員補欠選挙

(A) 即日開票の速報

投票当日の開票状況の速報は、午後 8 時現在から速報を開始し、午後 1 0 時までは 1 時間毎に、午後 1 0 時以降は 3 0 分間隔で、それぞれ速報現在時の 4 0 分後に、すなわち午後 1 0 時までは

毎時40分に、午後10時以降は毎時10分および40分に開票結果を発表する。

(B) 翌日開票の速報

投票日の翌日の開票状況の速報は、午前9時現在から速報を開始し、開票が終了するまで30分間隔で、それぞれ速報現時の40分後に、すなわち毎時10分および40分に開票結果を発表する。

(ロ) 県議会議員選挙

県議会議員の各選挙区における開票結果の速報は、即日開票の市、郡にあつては、午後8時現在からまた翌日開票の市郡にあつては午前9時現在から1時間間隔で、それぞれ速報現時の50分後までに、選挙区毎に開票結果を発表する。

(2) 結了報告

各市区町村において開票が終了した場合は、前記速報の時間にかかわらずその都度本部に速報すること。

(3) 速報の統一

速報は、本部において各市(区)郡毎に、一括して開票結果の速報を行なうものとする。

各開票所、各市(区)町村選挙管理委員会および地方書記室における開票結果の速報は、本部が発表した後でなければ発表してはならない。

たとえば、9時現在の開票速報については、知事、参議院議員補欠選挙については9時40分、県議会議員選挙については9時50分後でなければ掲示または発表してはならない。

3. 速報の発表

本部は、各市(区)の選挙管理委員会および各地方書記室からの速報を集計した後、各報道機関を通じて開票状況を発表するとともに、県知事選挙および参議院議員補欠選挙の翌日開票分については県の委員会事務室横の廊下に開票状況を掲示することとする。

4. 県の委員会と本部との関係

開票状況の速報実施にあつては、県の委員会と本部が常に連携を密にして報道の万全を期するものとする。

県知事、県議会議員選挙および参議院福岡県
選出議員補欠選挙開票状況速報実施細則

1. 速報の系統

1) 事務分担および速報の時間

開票状況の速報系統は別表才1のとおりとし、本部における事務分担は別表才2および別表才3に示すとおりで開票速報時間については、別表才4および別表才5に定める時刻によるものとする。

2) 速報用電話の指定

本部における開票速報受信のための電話は別表才2および別表才3に定めるとおりであるが、開票状況の速報を円滑にするために当該電話は定時に速報する開票状況の速報の際しか使用しないこと。した

がつて、市（区）町村および地方書記室において、開票に関し疑義を生じた場合の質疑、照会は開票速報に使用していない県の予備電話を使用すること。

2. 速報の要領について

1) 速報の回数および時間について

(1) 市の委員会または、地方書記室から本部への速報の回数および時間は別表才4および別表才5のとおりである。

ただし、同表にかかげた速報現時まで開票が終了しない場合は、さらに同表に順じて速報を継続すること。

(2) 市の委員会または地方書記室から本部への速報に際しては、別表才6の速報時刻表によつて班別即時差速報を行なうものとし、その班別は、別表才4および別表才5の通話区分に示すとおりであるが、通話開始時刻は別表才4および別表才5によりA班の市、書記室にあつては毎時15分、毎時45分に、B班の市、書記室にあつては、毎時20分、毎時50分となつているので、当該速報時刻の前後には他との通話をしないで待機しておくこと。

2) 速報電話の呼び出し方法

(1) 市の委員会または、地方書記室から本部に対する開票状況速報の際に使用する電話の通話は、本部において呼び出しを行なうものとする。

(2) 町村の委員会から関係地方書記室に対する開票状況速報の際に使用する電話の通話は、関係地方書記室において呼び出しを行なうものとする。

(3) 開票区が2以上ある市（区）および地方書記室にあつては、あらかじめ各開票所からの速報時刻についての速報計画を樹立しておき、本部に対する速報が遅延することのないよう十分に検討しておくこと。

3) 速報用紙および集計用紙の用い方

(1) 各開票所においては、別表才6に示す速報現時ごとに各候補者別の得票数を集計し、県知事選挙にあつては別記才1号様式、県議会議員選挙にあつては別記才4号様式の開票速報用紙により市（区）の選挙管理委員会又は地方書記室へ報告すること。

(2) 北九州市各区の委員会にあつては、各開票所からの速報を県知事選挙は別記才2号様式および別記才3号様式、県議会議員選挙にあつては、別記才5号様式により集計のうえ北九州市の委員会に報告すること。

(3) 2以上の開票所を有する市（区）、または、地方書記室において、各関係開票所からの候補者別得票数の速報を集計する際に使用する集計用紙は、県知事選挙にあつては別記才2号様式（中間速報）、および別記才3号様式をまた県議会議員選挙にあつては、別記才5号様式を使用するものとする。

なお、参議院議員補欠選挙の開票状況速報の際に使用する開票速報関係用紙は、県知事選挙の際に使用する様式により作成することとする。

(4) 中間速報について

中間速報の発信、受信にあつては、開票速報用紙に各候補者別の得票数および候補者得票数の合計欄についてのみ記入し、各候補者の得票数の合計が各候補者得票数の合計欄に一致するかどうかを確認し、各開票所から関係市（区）選挙管理委員会または地方書記室へ（北九州市各区にあつては北

九州市へ）送信すること。2以上の開票所を有する市（区）は関係開票所から、また地方書記室にあつては、関係町村からの開票結果の速報を、県知事選挙の場合は別記才2号様式の間速報集計用紙によつて、県議会議員選挙は別記才5号様式の開票速報用紙に各開票所毎の候補者別得票数を転記し、さらに集計点検を行ない、市の委員会（北九州市にあつては区毎に）にあつては直接、地方書記室にあつては郡ごとに得票数を集計して本部に報告すること。

なお、県知事選挙の開票速報集計用紙の左端の欄は空欄となつていますが、この欄は、2以上の開票所がある市（区）にあつては、開票所名または区名、地方書記室にあつては、関係町村名を記入して使用すること。

5) 結了報告について

市（区）または地方書記室管内町村の一部の開票所において、開票が結了した場合は、県知事選挙にあつては、別記才1号様式の開票速報用紙に、県議会議員選挙にあつては、別記才4号様式の開票速報用紙に各候補者毎の最終の得票数を記入し、得票数の合計をなし、さらに同表の（ロ）の欄から（へ）の欄の各欄についてもそれぞれ記入し、各市（区）の委員会又は地方書記室に直ちに報告すること。

結了の報告を受けた地方書記室は、直ちに本部に速報すること。また、市（区）の開票が結了した場合には、市の委員会は直ちに、区にあつては北九州市の委員会を経由して、本部に報告すること。

なお、この場合の開票速報用紙の（ホ）の欄の投票総数と（ハ）の欄の投票人総数が一致しない場合は適要欄に、たとえば、持帰り何票または、不在者投票の不受理何票と記載し、かつ速報を発信する場合はこの記載欄全部について報告すること。

3. 速報にあつての注意事項

1) 受信、発信の方法について

開票状況の速報をする際は、まず開票所名、市（区）名、または地方書記室名および速報回数、速報現在時を相手方に伝え、つぎに立候補届出の際の順位に従つて1番から順次、番号、候補者氏名および得票数を読みあげるものとし、読みあげが終了した場合は、受信者の方が候補者別得票数を順次復唱して速報を相互に再確認すること。

以上の速報が終了した場合は、受信者または、発信者の氏名を開票速報用紙に記録しておくこと。

2) 得票数に変動がない場合の速報

開票速報現在時において、候補者の得票数に変動がない場合でも、前回速報の際の得票数を必ず報告すること。また、各候補者の得票数が全く出ない間における速報は、当該候補者分を省略しないで「零」と報告すること。

3) 定時の速報時刻に受信できない場合

市（区）または、地方書記室において一部の開票所または、町村からの速報に際して電話機の故障その他の理由によつて定められた時刻までに速報を受信することができないときは、当該開票所または、当該町村の前回速報の得票数をそのままその回の集計用紙に転記し、その他の開票所または、町村の得票数とあわせて集計し、速報すること。

4) 結了報告の際の速報用電話

結了報告の際に使用する電話は、指定された速報用電話を使用して差し支えないが、開票結了報告に時間を要して、次の回の速報時刻にさしかかる場合、または、そのおそれがある場合は、速報用電話を

使用することなく予備電話を使用して速報すること。

投票結果速報事務分担表（知事および県議会議員選挙）

受信用電話番号		受信担当者	担当市郡名
19時30分まで	19時30分以降		
75-1359	75-1718	◎ 人 江	福岡市、筑紫郡、早良郡
75-1420		杉 町	直方市、中間市、糸島郡
75-1512		大 野	北九州市、豊前市
75-1582	75-1717	柴 田	久留米市、大川市、筑後市
75-1819		◎ 中 村	粕屋郡、宗像郡
75-1951	75-0579	井 上	飯塚市、山田市、朝倉郡
75-2117		◎ 田代（隆）	遠賀郡、鞍手郡
75-2255	75-0184	◎ 松 尾	甘木市、八女市、三井郡、嘉穂郡
75-2357	75-0473	◎ 竹 尾	大牟田市、柳川市、八女郡
75-2559		立 石	山門郡、三池郡、三潞郡
75-0904	75-0644	◎ 杉 本	田川市、田川郡、浮羽郡
75-2618	75-0722	◎ 藤 木	行橋市、京都郡、築上郡

備 考

1. 上記の事務分担は、22時までとし、それ以降は選挙係において処理する。
2. 投票結果速報の集計事務は選挙係において処理する。
3. ◎印を付した職員は、19時30分以降の受信事務についても実施すること。

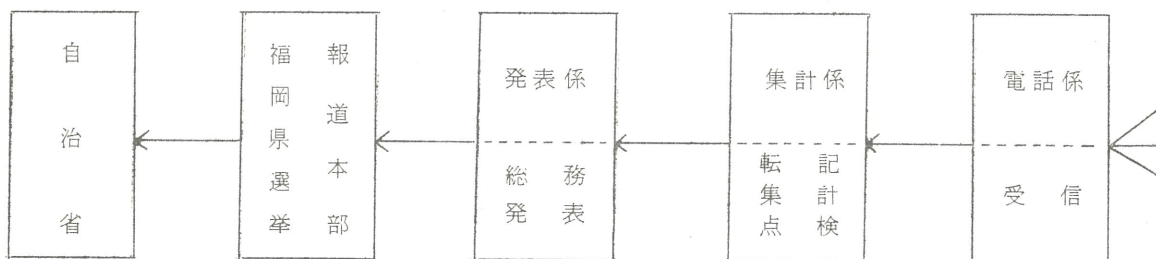
開票結果審査事務分担表(知事および県議会議員選挙)

班別	担当者	即日開票市郡名	翌日開票市郡名	備考
1 班	池田 三坂	豊前市 粕屋郡 宗像郡 筑紫郡 早良郡	福岡市 久留米市 北九州市 (門司、若松、戸畑)	
2 班	清原 森下	朝倉郡 三潴郡 山門郡 三池郡 糸島郡 田川郡	北九州市 (小倉、八幡) 大牟田市 飯塚市	
3 班	今井 江良	直方市 柳川市 八女市 筑後市 八女郡 浮羽郡	行橋市 田川市 甘木市 山田市	
4 班	吉田 湊	大川市 三井郡 遠賀郡 京都郡 築上郡	中間市 鞍手郡 嘉穂郡	

別紙才 1

開票状況速報系統図

県知事、県議会議員一般選挙および参議院議員補欠選挙



受信 (別紙才 1号様式)
別紙才 2号様式

2以上の開票所を
有する市の委員会

受信、集計、速報
6市

市の一部の区域を開
票区とする開票所

速報、発信
41開票所

受信 (別紙才1号様式)
別紙才4号様式)
|
集計および発信
(別紙才2号様式、3号様式、5号様式)

発信 (別紙才1号様式)
別紙才4号様式)

市の区域を開票区と
する開票所

速報、発信
10開票所

発信 (別紙才1号様式)
別紙才4号様式)

地方書記室

受信、集計、速報
13ヶ所

町村の開票所

速報、発信
83開票所

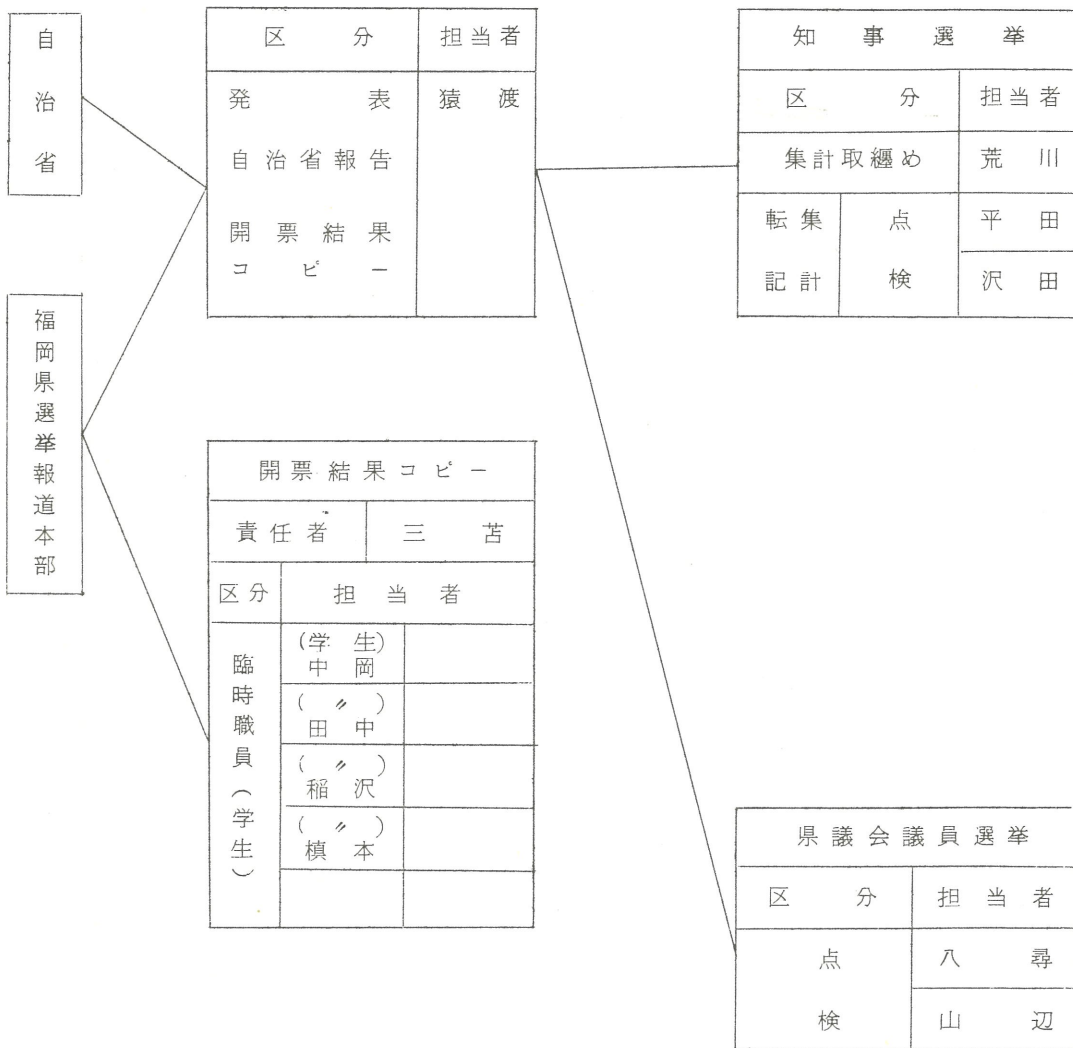
受信 (別紙才1号様式)
別紙才4号様式)
|
集計および発信
(別紙才2号様式、3号様式、5号様式)

発信 (別紙才1号様式)
別紙才4号様式)

即日開票速報事務分担表（知事および県議会議員選挙）

総務係

集計係

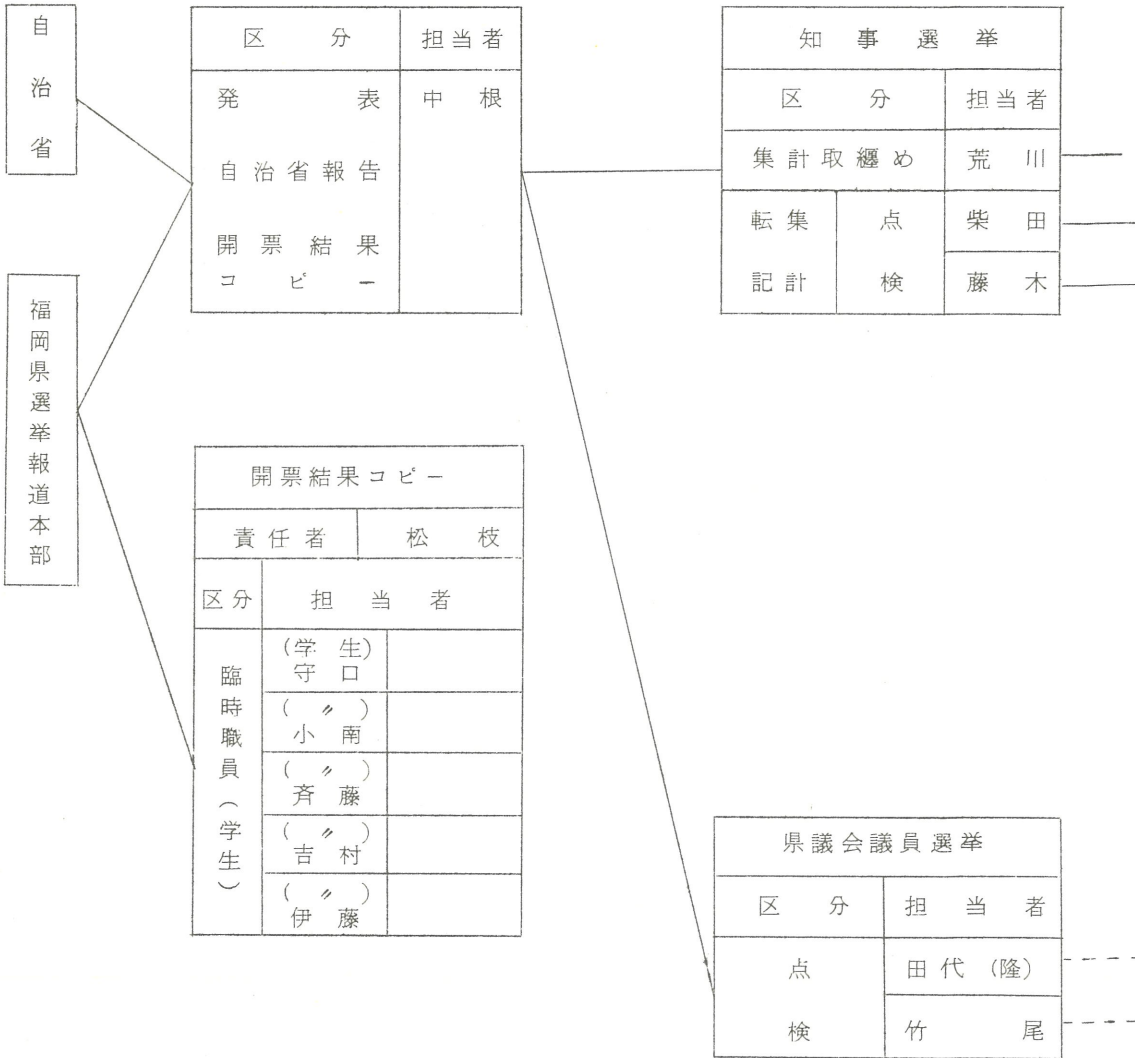


受信用 電話番号	受信者	通 話 先				
		名 称	局 名	電話番号	通話区分	発 信 者
75-1359	(学 生) 重 松	直 方 市	094922	0515	B	川 原
75-2357	青 木	柳 川 市	09447	5161	A	成 清
		糸 島 書 記 室	09202	3230	B	鬼 木
75-1512	河 崎	八 女 市	094322	4400	A	江 下
		浮 羽 書 記 室	094375	2292	B	田 中
75-1582	(学 生) 後 藤	筑 後 市	094252	3800	A	上 田
		三 井 書 記 室	094205	16	B	渋 田
75-2559	河 北	大 川 市	09448	4853	A	馬 淵
		遠 賀 書 記 室	09369	0301	B	的 場
75-1951	(学 生) 渡 辺	豊 崎 市	09798	3627	A	渡 辺
		八 女 書 記 室	094322	4837	B	小 川
75-2117	(筒 井)	北筑前書記室	64	4942	B	中 村
75-2255	(山 田)	福岡書記室	53	3742	B	武 末
75-1420	(長 田)	朝倉書記室	09462	2730	B	吉 田
75-1819	(森 山)	兩筑後書記室	09447	7324	B	高 口
75-0904	(安 田)	田川書記室	094742	3042	B	前 田
75-2618	(有 馬)	京築書記室	09798	3317	B	佐 野

翌日開票速報事務分担表（知事および県議会議員選挙）

総務係

集計係



受信用 電話番号	受信者	通 話 先				
		名 称	局 名	電話番号	通話区分	発 信 者
75-1359	(学 生) 山 本	福 岡 市	77	2542	B	佐 藤
75-1420	(杉 光)	久 留 米 市	094223	1101	B	彌 永
75-1512	松 尾	北 九 州 市 (門 司 区)	09387	7235	B	片 山
		〃 (若 松 区)				
		〃 (戸 畑 区)				
75-1582	(学 生) 大 串	〃 (小 倉 区)	09387	7231	B	池 内
75-1819	(〃) 有 田	〃 (八 幡 区)	09387	7233	B	今 元
75-1951	(山 〃 口)	大 牟 田 市	094453	4232	A	前 原
75-2117	(西 〃 島)	飯 塚 市	094823	5826	B	山 辺
75-2255	井 上	行 橋 市	093022	3184	A	山 辺
		田 川 市	094742	2851	B	田 中
75-2357	入 江	甘 木 市	09462	4185	A	後 藤
		鞍 手 郡	094922	4900	B	松 尾
75-2559	中 村	中 間 市	09325	1098	A	下 村
		嘉 穂 郡	094822	5843	B	春 田

福岡県知事および県議会議員選挙

県選挙管理 委員会電話 番号	速報回数			1	2	3	4	5	6	7	
	発信先 市(区)書記室名	局名	電話番号	速報現在時							
				20時 00分	21時 00分	22時 00分	22時 30分	23時 00分	23時 30分	24時 00分	
75-1359	直方市		094922	0515	20.20	21.20	22.20	22.50	23.20	23.50	0.20
75-2357	柳川市		09447	5161	20.15	21.15	22.15	22.45	23.15	23.45	0.15
	糸島書記室		09202	3230	20.20	21.20	22.20	22.50	23.20	23.50	0.20
75-1512	八女市		094322	4400	20.15	21.15	22.15	22.45	23.15	23.45	0.15
	浮羽書記室		094375	2292	20.20	21.20	22.20	22.50	23.20	23.50	0.20
75-1582	筑後市		094252	3800	20.15	21.15	22.15	22.45	23.15	23.45	0.15
	三井書記室		094205	16	20.20	21.20	22.20	22.50	23.20	23.50	0.20
75-2559	大川市		09448	4853	20.15	21.15	22.15	22.45	23.15	23.45	0.15
	遠賀書記室		09369	0301	20.20	21.20	22.20	22.50	23.20	23.50	0.20
75-1951	豊前市		09798	3627	20.15	21.15	22.15	22.45	23.15	23.45	0.15
	八女書記室		094322	4837	20.20	21.20	22.20	22.50	23.20	23.50	0.20
75-2117	北筑前書記室		64	4942	20.20	21.20	22.20	22.50	23.20	23.50	0.20
75-2255	福岡書記室		53	3742	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
75-1420	朝倉書記室		09462	2730	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
75-1819	南筑後書記室		09447	7324	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
75-0904	田川書記室		094742	3042	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
75-2618	京築書記室		09798	3317	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
75-1717	予備電話	備 考	県議会議員選挙の才4回以降の開票速報は奇数の速報回								
75-1718	〃										
75-0579	〃										
75-0184	〃										
75-0473	〃										
75-0644	〃										
75-0722	〃										

開票状況速報通話時刻(即日開票)

8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	摘要
0時 30分	1時 00分	1時 30分	2時 00分	2時 30分	3時 00時	3時 30分	4時 00分	4時 30分	5時 00分	5時 30分	6時 00分	
0.50	1.20	1.50	2.20	2.50	3.20	3.50	4.20	4.50	5.20	5.50	6.20	B
0.45	1.15	1.45	2.15	2.45	3.15	3.45	4.15	4.45	5.15	5.45	6.15	A
0.50	1.20	1.50	2.20	2.50	3.20	3.50	4.20	4.50	5.20	5.50	6.20	B
0.45	1.15	1.45	2.15	2.45	3.15	3.45	4.15	4.45	5.15	5.45	6.15	A
0.50	1.20	1.50	2.20	2.50	3.20	3.50	4.20	4.50	5.20	5.50	6.20	B
0.45	1.15	1.45	2.15	2.45	3.15	3.45	4.15	4.45	5.15	5.45	6.15	A
0.50	1.20	1.50	2.20	2.50	3.20	3.50	4.20	4.50	5.20	5.50	6.20	B
0.45	1.15	1.45	2.15	2.45	3.15	3.45	4.15	4.45	5.15	5.45	6.15	A
0.50	1.20	1.50	2.20	2.50	3.20	3.50	4.20	4.50	5.20	5.50	6.20	B
0.45	1.15	1.45	2.15	2.45	3.15	3.45	4.15	4.45	5.15	5.45	6.15	A
0.50	1.20	1.50	2.20	2.50	3.20	3.50	4.20	4.50	5.20	5.50	6.20	B
0.50	1.20	1.50	2.20	2.50	3.20	3.50	4.20	4.50	5.20	5.50	6.20	B
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	B
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	B
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	B
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	B
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	B

数現在時についてのみ速報すること。(即ち1時間毎に速報)

福岡県知事および県議会議員選

県選挙管理 委員会電話 番 号	発信先 市(区) 書記室名	局 名	速報現在時 電話番号	速報日数						
				1	2	3	4	5	6	7
				9時 00分	9時 30分	10時 00分	10時 30分	11時 00分	11時 30分	12時 00分
75-1359	福岡市		77 2542	9.20	9.50	10.20	10.50	11.20	11.50	12.20
75-1420	久留米市		094223 1101	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
75-1512	門司区	09387	7235	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	若松区			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	戸畑区			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
75-1582	小倉区	09387	7231	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
75-1819	八幡区	09387	7233	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
75-1951	大牟田市	094453	4232	9.15	9.45	10.15	10.45	11.15	11.45	12.15
75-2117	飯塚市	094822	5826	9.20	9.50	10.20	10.50	11.20	11.50	12.20
75-2255	行橋市	093022	3184	9.15	9.45	10.15	10.45	11.15	11.45	12.15
	田川市	094742	2851	9.20	9.50	10.20	10.50	11.20	11.50	12.20
75-2357	甘木市	09462	4185	9.15	9.45	10.15	10.45	11.15	11.45	12.15
	鞍手書記室	094922	4900	9.20	9.50	10.20	10.50	11.20	11.50	12.20
75-2559	中間市	09325	1098	9.15	9.45	10.15	10.45	11.15	11.45	12.15
	嘉穂書記室	094822	5843	9.20	9.50	10.20	10.50	11.20	11.50	12.20
75-1717	予備電話	備 考	◎ 県議会議員選挙の開票速報は奇数の速報回数現在時に							
75-1718	〃									
75-0579	〃									
75-0184	〃									
75-0473	〃									
75-0644	〃									
75-0722	〃									
75-0904	〃									
75-2618	〃									

拳開票状況速報通話時刻(翌日開票)

8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	摘要
12時 30分	13時 00分	13時 30分	14時 00分	14時 30分	15時 00分	15時 30分	16時 00分	16時 30分	17時 00分	17時 30分	18時 00分	
12.50	13.20	13.50	14.20	14.50	15.20	15.50	16.20	16.50	17.20	17.50	18.20	B
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	B
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	B
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	B
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	B
12.45	13.15	13.45	14.15	14.45	15.15	15.45	16.15	16.45	17.15	17.45	18.15	A
12.50	13.20	13.50	14.20	14.50	15.20	15.50	16.20	16.50	17.20	17.50	18.20	B
12.45	13.15	13.45	14.15	14.45	15.15	15.45	16.15	16.45	17.15	17.45	18.15	A
12.50	13.20	13.50	14.20	14.50	15.20	15.50	16.20	16.50	17.20	17.50	18.20	B
12.45	13.15	13.45	14.15	14.45	15.15	15.45	16.15	16.45	17.15	17.45	18.15	A
12.50	13.20	13.50	14.20	14.50	15.20	15.50	16.20	16.50	17.20	17.50	18.20	B
12.45	13.15	13.45	14.15	14.45	15.15	15.45	16.15	16.45	17.15	17.45	18.15	A
12.50	13.20	13.50	14.20	14.50	15.20	15.50	16.20	16.50	17.20	17.50	18.20	B

ついでのみ速報すること。(即ち1時間毎に速報)

開 票 状 況

投 票 当 日 の 開 票					
速報回数	速 報 現在時	町村の開票所から地方書記室あて開票所が2以上ある市の開票所から市の委員会あて速報	市の委員会又は地方書記室から集計のうえ県の委員会あて速報	県委員会の集計完了予定時刻	発 表 時 刻
	時 分	時 分 時 分		時 分	時 分
①	20.00	20.00～20.15	20.15－20.20～20.25	20.35	20.40
②	21.00	21.00～21.15	21.15－21.20～21.25	21.35	21.40
③	22.00	22.00～22.15	22.15－22.20～22.25	22.35	22.40
4	22.30	22.30～23.45	22.45－22.50～22.55	23.05	23.10
⑤	23.00	23.00～23.15	23.15－23.20～23.25	23.35	23.40
6	23.30	23.30～23.45	23.45－23.50～23.55	0.05	0.10
⑦	24.00	24.00～ 0.15	0.15－ 0.20～ 0.25	0.35	0.40
8	0.30	0.30～ 0.45	0.45－ 0.50～ 0.55	1.05	1.10
⑨	1.00	1.00～ 1.15	1.15－ 1.20～ 1.25	1.35	1.40
10	1.30	1.30～ 1.45	1.45－ 1.50～ 1.55	2.05	2.10
⑪	2.00	2.00～ 2.15	2.15－ 2.20～ 2.25	2.35	2.40
12	2.30	2.30～ 2.45	2.45－ 2.50～ 2.55	3.05	3.10
⑬	3.00	3.00～ 3.15	3.15－ 3.20～ 3.25	3.35	3.40
14	3.30	3.30～ 3.45	3.45－ 3.50～ 3.55	4.05	4.10
⑮	4.00	4.00～ 4.15	4.15－ 4.20～ 4.25	4.35	4.40
16	4.30	4.30～ 4.45	4.45－ 4.50～ 4.55	5.05	5.10
⑰	5.00	5.00～ 5.15	5.15－ 5.20～ 5.25	5.35	5.40
18	5.30	5.30～ 5.45	5.45－ 5.50～ 5.55	6.05	6.10
⑲	6.00	6.00～ 6.15	6.15－ 6.20～ 6.25	6.35	6.40
20	6.30	6.30～ 6.45	6.45－ 6.50～ 6.55	7.05	7.10
⑳	7.00	7.00～ 7.15	7.15－ 7.20～ 7.25	7.35	7.40
22	7.30	7.30～ 7.45	7.45－ 7.50～ 7.55	8.05	8.10
㉓	8.00	8.00～ 8.15	8.15－ 8.20～ 8.25	8.35	8.40
摘 要	1. 上記の速報現在時までには開票が終了しない場合は、さらに上記の表に準じて速報を行なうこと。 2. 県委員会あての速報については、別途指示するところにより、時差速報を行なうこと。 3. 町村の開票所と地方書記室および市の開票所と市の委員会との間の速報は、市外通話申込局管内の地 計画を樹立すること。 4. 定時通話の申し込みまたは即時通話の呼び出しは、受信者によつて行なうこと。 5. 県議会議員一般選挙の開票速報については、1時間毎に行い（速報回数のうち○で囲んだ速報現在				

速 報 時 刻

投 票 日 の 翌 日 の 開 票					
速報回数	速 報 現 在 時	町村の開票所から地方書記室あて開票所が2以上ある市の開票所から市の委員会あて速報	市の委員会又は地方書記室から集計のうえ県の委員会あて速報	県委員会の集計完了予定時刻	発 表 時 刻
①	時 分 9.00	時 分 時 分 9.00 ~ 9.15	9.15 - 9.20 ~ 9.25	時 分 9.35	時 分 9.40
2	9.30	9.30 ~ 9.45	9.45 - 9.50 ~ 9.55	10.05	10.10
③	10.00	10.00 ~ 10.15	10.15 - 10.20 ~ 10.25	10.35	10.40
4	10.30	10.30 ~ 10.45	10.45 - 10.50 ~ 10.55	11.05	11.10
⑤	11.00	11.00 ~ 11.15	11.15 - 11.20 ~ 11.25	11.35	11.40
6	11.30	11.30 ~ 11.45	11.45 - 11.50 ~ 11.55	12.05	12.10
⑦	12.00	12.00 ~ 12.15	12.15 - 12.20 ~ 12.25	12.35	12.40
8	12.30	12.30 ~ 12.45	12.45 - 12.50 ~ 12.55	13.05	13.10
⑨	13.00	13.00 ~ 13.15	13.15 - 13.20 ~ 13.25	13.35	13.40
10	13.30	13.30 ~ 13.45	13.45 - 13.50 ~ 13.55	14.05	14.10
⑪	14.00	14.00 ~ 14.15	14.15 - 14.20 ~ 14.25	14.35	14.40
12	14.30	14.30 ~ 14.45	14.45 - 14.50 ~ 14.55	15.05	15.10
⑬	15.00	15.00 ~ 15.15	15.15 - 15.20 ~ 15.25	15.35	15.40
14	15.30	15.30 ~ 15.45	15.45 - 15.50 ~ 15.55	16.05	16.10
⑮	16.00	16.00 ~ 16.15	16.15 - 16.20 ~ 16.25	16.35	16.40
16	16.30	16.30 ~ 16.45	16.45 - 16.50 ~ 16.55	17.05	17.10
⑰	17.00	17.00 ~ 17.15	17.15 - 17.20 ~ 17.25	17.35	17.40
18	17.30	17.30 ~ 17.45	17.45 - 17.50 ~ 17.55	18.05	18.10
⑱	18.00	18.00 ~ 18.15	18.15 - 18.20 ~ 18.25	18.35	18.40
20	18.30	18.30 ~ 18.45	18.45 - 18.50 ~ 18.55	19.05	19.10
⑳	19.00	19.00 ~ 19.15	19.15 - 19.20 ~ 19.25	19.35	19.40
22	19.30	19.30 ~ 19.45	19.45 - 19.50 ~ 19.55	20.05	20.10
㉓	20.00	20.00 ~ 20.15	20.15 - 20.20 ~ 20.25	20.35	20.40

域を除きすべて即時通話とし、市の委員会および各地方書記室にあつては、上記の表を参考として具体的な速報

時のみ速報する。) その発表は毎時50分に実施する。

別紙才1号様式

福岡県知事選挙
開票速速用紙

転記		集計	
----	--	----	--

市
区

郡 結了 時 分

開票所 中間 才 回 時 分 現在

届出 順位	党 派	候 補 者 氏 名	得 票 数
1	日本社会党	う 崎 多 一	
2	無 所 属	亀 井 光	
(イ) 候補者得票数の合計			
この欄は開票終了の場合 必要である。 この確定報告についでのみ	(ロ) 法才68条の2才1項の投票中按分不能のもの及び切捨てられた投票数		
	(ハ) 有効投票 (イ) + (ロ)		
	(ニ) 無効投票		
	(ホ) 投票総数 (ハ) + (ニ)		
	(ヘ) 投票人総数		
摘 要			

発信(受信) 時 分

発信者

受信者

別紙才 2号様式

開票速報集計用紙(中間速報)

昭和42年4月15日執行

福岡県知事選挙

才 回 時 分現在

1号様式 (No.3)

市(区)・地方書記室分

開票所名	届出順位	1	2	(イ) 候補者得票数 の合計	摘 要
	党派氏名	日本社会党	無所属		
		う崎多一	亀井光		
合 計					

集計完了 時 分 集計者

点検者

発信(受信) 時 分 発信者

受信者

別紙才3号様式

開票速報集計

昭和42年4月15日執行

福岡県知事選挙

2号様式(No.2)

開票所名	届出順位	1	2	(イ) 候補者得票数の合計	(ロ) 法才68条の2才1項の投票中按分不能のもの及び切捨てられた投票数
	党派氏名	日本社会党	無所属		
		5 崎 多 一	亀 井 光		
合 計					

集計完了 時 分 集計者 点検者

別紙才5号様式

開票速報集計用紙

昭和42年4月15日執行

福岡県議会議員選挙

3号様式(No.4)

届出 順位	党 派	候 補 者 氏 名	候 補			
			開票所	開票所	開票所	開票所
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
合 計						
この のみ の必 欄確 は定 要 開 報 で あ る 開 票 告 終 了 つ の 場 て	(イ) 候補者得票数の合計					
	(ロ) 法才68条の2才1項の投票中按分不能のもの及び切捨てられた投票					
	(ハ) 有効投票 (イ) + (ロ)					
	(ニ) 無効投票					
	(ホ) 投票総数 (ハ) + (ニ)					
	(ヘ) 投票人総数					
摘 要						

集計完了

時

分

集計者

点検者

開票速報事務処理体制図

